

災害対策基本法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第8号

災害対策基本法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(災害対策基本法施行細則の一部改正)

第1条 災害対策基本法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害時における交通の規制等(第7条—<u>第13条</u>)</p> <p>第5章 災害復旧(<u>第14条</u>)</p> <p>第6章 雑則(<u>第15条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県警察における災害対策基本法</u>(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「令」という。)及び災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>香川県警察災害警備計画</u>)</p> <p>第2条 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、法第36条第1項の規定により作成された国家公安委員会及び警察庁の防災業務計画及び法第40条第1項の規定により作成された香川県地域防災計画に基づき、管内の実態を踏まえ、香川県警察が防災に関し<u>執るべき措置</u>についての<u>香川県警察災害警備計画</u>を作成し、及び毎年<u>香川県警察災害警備計画</u>に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。</p> <p>(災害予防)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害時における交通の規制等(第7条—<u>第11条</u>)</p> <p>第5章 災害復旧(<u>第12条</u>)</p> <p>第6章 雑則(<u>第13条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「令」という。)及び災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>香川県警察防災業務計画</u>)</p> <p>第2条 <u>香川県公安委員会</u>(以下「公安委員会」という。)及び香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、法第36条第1項の規定により作成された国家公安委員会及び警察庁の防災業務計画及び法第40条第1項の規定により作成された香川県地域防災計画に基づき、管内の実態を踏まえ、香川県警察が防災に関し<u>とるべき措置</u>についての<u>香川県警察防災業務計画</u>を作成し、及び毎年<u>香川県警察防災業務計画</u>に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。</p> <p>(災害予防)</p>

第3条 警察本部長は、法令（この規則を含む。以下同じ。）又は前条に規定する防災業務計画、香川県地域防災計画及び香川県警察災害警備計画（以下「防災業務計画」と総称する。）の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

2～7 略

（応援の要求）

第6条 香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、香川県の地域に係る災害が発生した場合において、法第62条第1項に規定する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第74条第1項の規定により他の都道府県公安委員会に応援を求めるほか、必要に応じ、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定により警察庁に援助の要求をするものとする。

2 略

（事前届出の手續）

第8条 略

2 事前届出は、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付した別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出書2通を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

（届出済証の交付等）

第9条 公安委員会は、事前届出に係る車両が次に掲げる要件に該当するときは、別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を当該届出者に交付するものとする。

（1）・（2） 略

2～4 略

（規制除外車両）

第11条 公安委員会は、法第76条第1項の緊急通行車両のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、同項の規定による通行の禁止又は制限の対象から除外することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により通行の禁止又は制限の対象から除外す

第3条 警察本部長は、法令（この規則を含む。以下同じ。）又は前条に規定する防災業務計画、香川県地域防災計画及び香川県警察防災業務計画（以下「防災業務計画」と総称する。）の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

2～7 略

（応援の要求）

第6条 公安委員会は、香川県の地域に係る災害が発生した場合において、法第62条第1項に規定する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第74条第1項の規定により他の都道府県公安委員会に応援を求めるほか、必要に応じ、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定により警察庁に援助の要求をするものとする。

2 略

（事前届出の手續）

第8条 略

2 事前届出は、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付した別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出書2通を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

（届出済証の交付等）

第9条 公安委員会は、事前届出に係る車両が次に掲げる要件に該当するときは、別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を当該届出者に交付するものとする。

（1）・（2） 略

2～4 略

（通行制限除外車）

第11条 公安委員会は、法第76条第1項の緊急通行車両のほか、社会生活の維持に欠くことのできない車両及び災害応急対策を実施する上で必要な車両については、同項の規定による通行の禁止又は制限の対象から除外することができる。

2 前項の規定により通行の禁止又は制限の対象から除外する車両は、令第

る車両（以下「規制除外車両」という。）について、当該車両の使用者の申出により、当該車両が前項に規定する活動のための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 3 前項の申出は、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に行うものとする。
- 4 第2項の確認をしたときは、公安委員会は、当該車両の使用に対し、標章及び別記様式第2号の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）を交付するものとする。
- 5 前項の標章及び除外証明書の交付を受けた車両の運転者は、交通の規制が行われている区域又は道路の区間を通行する場合は、当該車両の見やすい箇所に当該標章を掲示するとともに、当該除外証明書を当該車両に備え付けなければならない。

（規制除外車両の事前の届出等）

第12条 規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であるとして別に定める車両の使用人は、当該車両が規制除外車両として使用されることが予定されている車両である旨を、あらかじめ公安委員会に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出は、別記様式第3号の規制除外車両事前届出書2通を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による届出を受理したときは、別記様式第3号の規制除外車両事前届出済証を交付するものとする。
- 4 規制除外車両事前届出済証の再交付及び返還については、第9条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 5 規制除外車両事前届出済証に係る車両の確認については、第10条の規定を準用する。

（規定の準用）

第13条 第7条から前条までの規定は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく交通の規制等について準用する。

32条第1項の標示によるもののほか、公安委員会が交付した別記様式第2号の通行制限除外指定車の標章が掲示されている車両とする。

- 3 前項の標章の交付を受けようとする車両の使用人は、別記様式第3号の標章交付申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。
- 4 前項の標章交付申請書には、標章交付の要件を備えていることを証明する書類を添付しなければならない。
- 5 第2項の標章の交付を受けた車両の運転者は、当該区域又は道路の区間を通行するときは、車両の前面の見やすい箇所に当該標章を掲示しなければならない。

(災害復旧)

第14条 略

(警察本部長への委任)

第15条 略

別記様式第1号 (第8条、第9条関係)

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署又は警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 () 局 番 氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(災害復旧)

第12条 警察本部長は、法令又は防災業務計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(警察本部長への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、第1条に規定する法令及びこの規則の実施のため必要な事項は、警察本部長が定める。

別記様式第1号 (第8条、第9条関係)

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) () 局 番 氏名		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの都道府県、警察本部、警察署等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、香川県公安委員会(直接又は警察署経由)に申し出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を香川県公安委員会(直接又は警察署経由)に返還してください。 (1) 災害時に使用される計画がなくなったとき。 (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは使用する車両又は調達する車両に該当しなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 () 局 番 氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は、2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、警察本部又は車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。


別記様式第2号（第11条関係）

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
香川県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送の人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 目 的			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第11条関係）

(表)

第 号	
	通行制限除外指定車
番号標に表示されている番号	主たる運転者の氏名
除外する区域又は道路の区間	
有効期限 年 月 日まで	
年 月 日	
香川県公安委員会 印	

(裏)

注 意 事 項	
1 この標章は、外部から見やすいように前面ガラスの内側（前面のガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出すること。	
2 この標章は、指定車両により指定の区域又は指定の道路の区間を通行する場合にのみ有効である。	
3 現場警察官の指示があったときは、これに従うこと。	
4 他の車両に使用し、又は他人に貸与、譲渡等をしないこと。	
5 有効期間が経過したとき、又は使用する必要がなくなったときは、速やかに返納すること。	

備考 1 用紙の地の色彩は青色とし、文字の色彩は黒色とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格B列6番とする。

別記様式第3号（第12条関係）

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。	
使用者	住 所 () 局 番	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			

別記様式第3号（第11条関係）

標章交付申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住所 申請者 氏名			
車両の種類	番号標に表示されている番号		
通行目的			
除外を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外を必要とする区域又は道路の区間			
備 考			
※ 年 月 日標章第 号を交付した。			

- 備考
- 1 申請者は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第13条第1項～第23条第7項 略				31 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第13条第1項～第23条第7項 略			
	第23条の2第7項	略				第23条の2第7項	略		
	第23条の7第2項	<u>特定災害対策本部長からの指示に対する措置</u>		○					
	第23条の7第3項	<u>特定災害対策本部長からの協力の要求に対する措置</u>		○					
	第28条第2項	略				第28条第2項	略		
第28条第3項～第87条 略					第28条第3項～第87条 略				
(1) 略					(1) 略				
(2) 災害対策基本法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第30号）	第6条第2項	略			(2) 災害対策基本法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第30号）	第2条	<u>香川県警察防災業務計画の作成</u>	○	
	第7条	略				第6条第2項	略		
	第9条第1項	<u>緊急通行車両等事前届出済証</u> （以下この項において「届出済証」という。）の交付	略			第7条	略		
	第9条第2項～第11条第1項 略					第9条第1項	<u>緊急通行車両等事前届出済証</u> （以下この項において「届出済証」という。）の交付	略	
第9条第2項～第11条第1項 略					第9条第2項～第11条第1項 略				

	第11条第2項	規制除外車両についての確認		○
	第11条第4項	標章及び規制除外車両確認証明書の交付		○
	第12条第2項	規制除外車両の事前の届出の受理		○
	第12条第3項	規制除外車両事前届出済証の交付		○
	第12条第4項	規制除外車両事前届出済証の再交付（第9条第2項の準用）		○
		規制除外車両事前届出済証の返還の受理（第9条第3項の準用）		○
32～102 略				
備考 略				

	第11条第2項	通行制限除外指定車の標章の交付		○
32～102 略				
備考 略				

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の災害対策基本法施行細則別記様式第1号による緊急通行車両事前届出済証は、改正後の別記様式第1号による緊急通行車両等事前届出済証とみなす。